



国内外学術的会合の主催・共催に関するガイドライン

平成 29 年 6 月 6 日 第 3 回部会等運営委員会制定

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する規約（1001-01）における国内外学術的会合等の主催・共催の要件を定めることを目的とする。

(国内外学術的会合等主催の要件)

第 2 条 国内外学術的会合等の主催・共催の要件は以下のとおりとする。

- (1) 一般社団法人日本原子力学会定款第 3 条に定める目的の達成に寄与するもので本会のすべての活動から鑑みて意義のあるもの
- (2) (1) のほか、部会等運営委員会が特に本会が主体となって実施すべきと判断するもの

(改定)

第 3 条 本ガイドラインの改定は、部会等運営委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 29 年 6 月 6 日 第 3 回部会等運営委員会制定，同日施行
平成 29 年 7 月 27 日 第 2 回理事会報告

<参考：一般社団法人日本原子力学会定款 第 2 章第 3 条>

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与することを目的とする。